

第 1 0 5 回神河町議会臨時会に提出された議案

○町長提出議案

- 第 1 号 議 案 神河町公の施設（神河町神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」）の  
指定管理者指定の件
- 第 2 号 議 案 神河町公の施設（神河町グリーンエコー笠形体育施設）の指定管理者  
指定の件
- 第 3 号 議 案 令和 3 年度神河町一般会計補正予算（第 7 号）



神河町告示第9号

第105回神河町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月20日

神河町長 山名宗悟

1 期 日 令和4年1月27日

2 場 所 神河町役場 議場

3 付議事件

(1) 神河町公の施設（神河町神崎いこいの村「グリーンエコ笠形」）の指定管理者指定の件

(2) 神河町公の施設（神河町グリーンエコ笠形体育施設）の指定管理者指定の件

(3) 令和3年度神河町一般会計補正予算（第7号）

---

○開会日に応招した議員

安部重助

小島義次

三谷克巳

藤森正晴

小寺俊輔

栗原廣哉

吉岡嘉宏

澤田俊一

---

○応招しなかった議員

廣納良幸

---



---

令和4年 第105回(臨時)神河町議会会議録(第1日)

令和4年1月27日(木曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年1月27日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 第1号議案 神河町公の施設(神河町神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」)の指定管理者指定の件  
第2号議案 神河町公の施設(神河町グリーンエコー笠形体育施設)の指定管理者指定の件  
日程第4 第3号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算(第7号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 第1号議案 神河町公の施設(神河町神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」)の指定管理者指定の件  
第2号議案 神河町公の施設(神河町グリーンエコー笠形体育施設)の指定管理者指定の件  
日程第4 第3号議案 令和3年度神河町一般会計補正予算(第7号)
- 

出席議員(8名)

1番 安部重助	6番 小島義次
2番 三谷克巳	8番 藤森正晴
4番 小寺俊輔	10番 栗原廣哉
5番 吉岡嘉宏	11番 澤田俊一

---

欠席議員(1名)

12番 廣納良幸

---

欠員(3名)

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小林英和 主事 ..... 鵜野雄二郎

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	山名宗悟	建設課長	野崎直規
副町長	前田義人	地籍課長	藤田晋作
教育長	入江多喜夫	上下水道課長	谷  総和人
総務課長	岡部成幸	健康福祉課長	桐月俊彦
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
	黒田勝樹		保西  瞳
税務課長	長井千晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長	平岡民雄		北川由美
住民生活課副課長兼防災特命参事		町参事兼病院事務長	春名常洋
	井出  博	病院総務課長兼施設課長	
地域振興課長	前川穂積		井上淳一朗
ひと・まち・みらい課長		教育課長兼給食センター所長	
	真弓憲吾		高橋宏安
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		教育課副課長兼社会教育特命参事	
	石橋啓明		井上恭輔

副議長挨拶

○副議長（澤田 俊一君） 皆さん、おはようございます。神河町議会副議長の澤田俊一でございます。議長席につきましては、アクリル板を設置し感染症対策を行っておりますので、マスクを外させていただきます。

廣納良幸議長におかれましては、12月定例会閉会以降につきましても引き続き病氣加療中であり、本日も欠席届が提出されております。したがいまして、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、私が議長の職務を行わせていただきます。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ち一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに第105回神河町議会臨時会が招集されましたところ、議員各位並びに町執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶に堪えません。

さて、コロナ感染症のオミクロン株の急拡大が続いており、1月21日付で兵庫県、大阪府、京都府が連携し、政府に対してまん延防止等重点措置の実施を要請し、本日27日から2月20日まで適用されました。

町民の皆様におかれましては、いま一度原点に立ち返り兵庫県並びに神河町の要請に基づき基本的な感染対策の徹底、リスクの高い行動の回避、ワクチンの積極的な接種を行い、第六波の大波を乗り越えましょう。

執行部におかれましては、的確な対応と町民の皆様への丁寧で分かりやすい広報をお

願いたします。

本日、臨時会に町長から提出されます案件は、公の施設の指定管理者指定2件と一般会計補正予算であります。議員各位には、町民の負託に応えるために慎重審議に努めていただき、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます。

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。

臨時会開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

新年を迎えてから、新型コロナウイルスオミクロン株による感染者の今月中旬以降の爆発的な増加とともに、全国的にまん延防止等重点措置実施区域が新たに指定される中、兵庫県も本日27日より2月20日までの間、指定をされました。神河町は兵庫県の対処方針に基づき対応することとして、昨日より防災無線等において町民の皆様へ周知をさせていただきました。

一方で、24日と26日、公立神崎総合病院の事務員3名の感染が判明し、その後必要と思われる範囲で検査を行いましたところ、その他職員の感染はございませんでした。つきましては、病院として診療業務には影響しないと判断しましたので診療を継続しますが、感染拡大防止のため人間ドック業務については本日より31日まで停止させていただくこととしております。地域の皆様には大変御心配をおかけし、申し訳ございません。引き続き感染防止対策を徹底をして、地域の皆様へ安心して受診していただける病院となるように福崎保健所の指導の下、職員一丸となって感染防止対策に取り組んでまいりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、病院のコロナ感染につきましては、昨日からの防災無線等でもお知らせさせていただいております。

次に、第3回目のワクチン接種について、高齢者については2月1日から集団接種開始いたします。64歳以下の接種券発送は、2月7日より順次発送予定で準備を進めているところでございます。

そのような中、今年5シーズン目を迎えました峰山高原リゾートホワイトピークは例年のない厳しい寒さと積雪の中、順調に入場者も伸びておりまして、24日現在で2万6,000人、前年比120%の伸び率となっています。感染拡大の中ではございますが、コロナ感染対策を徹底して運営に当たっているところでございます。

さて、本日は第105回神河町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り議会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

今臨時会には、グリーンエコー笠形指定管理者指定の件、国の新型コロナウイルス感染症対策等に伴う令和3年度一般会計補正予算など3件を提案させていただきます。議員の皆様にはよろしく御審議賜り御承認くださいますようお願いを申し上げ、開会の御

挨拶とさせていただきます。

---

#### 午前 9 時 0 6 分開会

○副議長（澤田 俊一君） ただいまの出席議員数は 8 名であります。定足数に達していますので、第 105 回神河町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

廣納良幸議長から本日欠席届が提出されておりますので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○副議長（澤田 俊一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長から指名します。

10 番、栗原廣哉議員、1 番、安部重助議員、以上 2 名を指名します。

---

#### 日程第 2 会期の決定

○副議長（澤田 俊一君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決定しました。

---

#### 日程第 3 第 1 号議案及び第 2 号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第 3、第 1 号議案、神河町公の施設（神河町神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」）の指定管理者指定の件、第 2 号議案、神河町公の施設（神河町グリーンエコー笠形体育施設）の指定管理者指定の件の 2 議案を一括議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第 1 号議案及び第 2 号議案の提案理由並びに内容について、一括で御説明申し上げます。

第 1 号議案は神河町公の施設（神河町神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」）の指定管理者指定の件で、第 2 号議案は神河町公の施設（神河町グリーンエコー笠形体育施設）の指定管理者指定の件でございます。

両施設の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。



神河町神崎いこいの村グリーンエコー笠形、神河町グリーンエコー笠形体育施設の指定管理者の指定について、指定管理者を株式会社D r e a m a w a yとし、指定の期間は両施設とも令和4年4月1日から令和14年3月31日の10年間とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から御説明いたしますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 詳細説明を求めます。

石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） おはようございます。

ひと・まち・みらい課、石橋でございます。よろしくをお願いいたします。それでは、第1号議案の神河町公の施設（神河町神崎いこいの村「グリーンエコー笠形」）の指定管理者指定の件、第2号議案の神河町公の施設（神河町グリーンエコー笠形体育施設）の指定管理者指定の件について一括で詳細説明を申し上げます。

いこいの村グリーンエコー笠形及びグリーンエコー笠形体育施設の指定管理者につきましては、現在の指定管理者の期間が令和4年3月31日をもって満了することから、令和4年4月1日からの両施設の指定管理者に株式会社D r e a m a w a yを指定し、その期間を令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間としたいものでございます。

両施設の候補者の選定につきましては公募による選定としまして、令和3年9月10日から10月29日まで公募を1度目行っております。その結果、2社の申請がありましたが、諮問した選定委員会から該当者なしの答申をいただいたことから、再度公募を行うため指定管理期間を5年から3年、また業務管理範囲を農村環境改善センター及びグラウンドゴルフ場などがありますオウネン平部分を除外、縮小するなど募集要項を変更しまして再度公募を行いました。公募期間につきましては令和3年12月2日から12月の28日まで行いまして、結果2社の申請書の提出がございました。広く意見を聞くため、再度神河町指定管理者選定委員会に諮問をいたしております。

指定管理者選定委員会の審査につきましては、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施しまして設置目的を最大限に生かし、安全かつ適正な管理運営が達成できるものとして審査基準も満たしていることから、株式会社D r e a m a w a yを最優秀提案者として神河町指定管理者選定委員会から町長に対し答申をされたものでございます。

なお、選定委員会におきまして指定管理期間におきましても審査をさせていただきまして、適正であると判断されたものでございます。

その答申に基づき、グリーンエコー笠形、グリーンエコー笠形体育施設、両施設の指定管理者の候補者に株式会社D r e a m a w a yを選定し、両施設の指定管理者に指定するものでございます。

株式会社Dreamawayの計画につきましては、現在指定管理を行っていただいております新田ふるさと村の運営経験を生かし、これまでのグリーンエコ笠形の形は変えずにユズを使ったデザートの開発などレストランメニューの改革、またキャンプスペースの拡大、ニーズに合った投資をしながら団体から個人、ファミリー層までをマルチに来ていただける施設に、また募集要項で除外をさせていただいておりますオープン平部分につきましても最大限を活用し、コロナ禍で見直されたキャンプ場を再度グリーンエコに復活させるマルチキャンプ場をコンセプトに集客を図る予定というふうな計画になっております。

また、関西大学、和歌山大学などと大学連携もし、大学生が考えるツーリズム企画、学生と子供たちの自然体験の場所としても活用していく計画となっております。

また、地域との連携では地元の根宇野区、また隣接する山田区及び越知谷地区全体と連携をして、その施設で使用する野菜やお米などの提供、また地元従業員を雇用するなど連携を強化していきながら活性化を図っていくという計画になっております。

そのような計画の中、現在コロナ禍ではありますけれども、赤字から黒字へと転換するといった計画になっております。

添付資料には、議決をいただいた後締結をする基本的な事項を定める基本協定書及び年度ごとに指定管理料、観光施設維持管理負担金を定める年度協定書を添付しております。3ページのグリーンエコ笠形の基本協定書第4条には、指定管理期間を定めております。また4ページ、第11条、第12条には60万円をラインとする備品及び施設維持修繕の負担部分を定めております。6ページには、第18条、町が支払う指定管理料、19条には指定管理者が支払う納付金、21条には指定管理者が支払う観光施設維持管理負担金を定めております。第25条には、神河町と指定管理者それぞれの責任分担を12ページにあります責任分担表に基づき管理をしていくということを定めております。

18ページ以降、グリーンエコ笠形体育施設の基本協定におきましても同様な内容となっております。

続いて13ページの年度協定書でございますけれども、年度ごとに具体的な指定管理料や納付金の額、施設の維持管理負担金を営業収入の1%とすることを定めております。指定管理料につきましては、グリーンエコ笠形につきましては支払いはない、また体育施設については720万円を支払うことを定めております。

納付金につきましては、グリーンエコ笠形は土地の使用料としまして11万6,000円、施設の利用料について355万円としまして、そのただし書といたしまして、施設利用料については施設利用料も含めその年度の収支が赤字になる場合には355万円を上限に赤字相当額の施設利用料を減免できる条項をつけております。

なお、体育施設については納付金はありません。

次に、本日お配りしました資料の説明をさせていただきたいというふうに思います。

このA3判の色つきの分になりますけれども、グリーンエコ笠形指定管理者管理区分及び用地借り上げの位置図ということで示させていただいたものでございます。青い実線で囲んだ部分、大体ゲート付近からオウネン平の上の部分まででございますけれども、この部分が管理区域ということになりまして、4月1日以降新しく指定管理者になられた事業者様に管理をお願いしていく部分というところでございます。

また、覚書、年度協定書等で納付金の金額11万6,000円を頂くというふうなことになるわけなんですけれども、納付金として町に支払う土地の使用料の借地部分が、赤く塗り潰した部分が借地というところでございます。納付金部分としましては、左上のほうにありますコテージ用地の2,678平方メートル、それからその下の水道施設部分63平方メートル、それと右側になりますけれども、図面では右側の上、自転車置場の部分180平方メートルとなっております、この3つを合わせまして11万6,000円となっております。それ以外の借地部分につきましては、町が所有者に支払いをする部分というところとなっております。

その資料につきましては、簡単な説明ですけれども以上でございます。

以上、第1号議案の神河町公の施設（神河町神崎いこいの村「グリーンエコ笠形」）の指定管理者指定の件、第2号議案の神河町公の施設（神河町グリーンエコ笠形体育施設）の指定管理者指定の件についての説明でございます。よろしく御審議をお願いいたします。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

2議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

安部議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。2点ほどお聞きします。

まず1点目は、プロポーザル提案の中でオウネン平を活用すると。こちらからはオウネン平を省くと言われておりましたが、オウネン平を活用するという提案が出ております。その中でキャンプ場を充実したいというような提案があったんですけども、今グラウンドゴルフ場、あそこもキャンプ場になるんかどうか。そのままグラウンドゴルフ場として置かれるのかどうか。それが1点と、今、図面頂きましたようにこの赤塗りの部分、栗園とそれから農村環境改善センター駐車場用地、この辺の赤塗りの部分、個人の所有地ということは今までは借地料を払っておったわけですけれども、今後はその借地料はどこが払うのかどうか。もしくは払わなくてもよいのかどうか。この2点お願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。安部議員さんの質問につきましてお答えさせていただきたいと思っております。

計画の中でのオウネン平部分、キャンプ場それからホワイトコテージ、それからグラ

ウンドゴルフ場というふうな施設がございますけれども、今の計画としましてはキャンプ場それからホワイトコテージにつきましては今現存のものを使用していきながら、拡大ができるようなことがあれば拡大をしていくというふうなところでございます。

また、グラウンドゴルフ場につきましては設置、施設整備をしたときにはtotoスポーツ振興協会の補助金というものを利用させていただいたものでございますので、基本的にはグラウンドゴルフ場での整備というふうなところで補助金を頂いております。その関係上、現在のところはグラウンドゴルフ場のみの使用というふうなところになりますので、Dreamawayさんの計画の中ではグラウンドゴルフ場として利用していくと。補助金等変更が可能になった時点では、またキャンプ場等の計画もされていくというふうなことは聞いておるところでございます。

次に、借地料の部分でございますけれども、先ほど納付金で11万6,000円というふうな部分の説明をさせていただきました。それ以外の部分で町が負担するといった部分については、農業改善センターは今回指定管理から外したというふうなことになりますけれども、その部分も含めて町が所有者のほうに今までどおり支払いをするというふうなことになってまいります。令和4年度以降についても、その方向で予算のほうを処置させていただく予定をしております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

栗原議員。

○議員（10番 栗原 廣哉君） 10番、栗原です。別記2の責任分担っていう表があるんですが、この一番下の施設の保険等についてなんですが、建物災害の掛金と建物等定期報告調査等、これ神河町と指定管理者両方負担になっとんですが、これの説明が1点。

それと町内の雇用をするということなんですが、どれぐらいの人数か分かっておれば教えてほしいんです。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。施設の保険等ということで建物災害の保険、それから建物等定期報告の調査費等というふうなところになっておりますけれども、建物の保険につきましては町の施設というふうなところでもありますので、町がほかの全ての公共施設も加入しております共済の保険というふうなところの加入をさせていただく予定です。現在もしております。

また、指定管理者が加入する保険につきましては、施設利用者等の責任におきまして火災等が起きた場合の保険というふうなところになりまして、ある一定責任者、使用者の責任において災害が起きた分の保険というふうなところで、火災、建物保険については2通りの保険に加入をしてまいるというふうなところでございます。

それから、建物等の定期報告調査等というふうなところでもありますけれども、例えばレストラン業務等につきましてもそういった食中毒といったようなことも考えられます

ので、そういった保険にも加入をしてまいるというふうなところで、基本的にはそれぞれ二重にならないようにというふうな保険の加入の仕方でございます。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 雇用の状況は。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） すみません、雇用の部分についてですけれども、基本的には現在グリーンエコー笠形にお勤めをいただいております正規社員とは別にはなりますけれども、正規社員も含めてですけれども、新しく指定管理者が決定すれば引き続きそこで勤めていただける形になるのかどうかというふうな意向調査をしていきながら、勤めていきたいというふうな意向がありましたら基本的には勤めていただくというふうなところでございます。

それ以外、例えばレストラン業務それから管理部門につきましては、パートとかシルバーというふうな形の雇用形態というふうなところにつきましても同じような形で雇用をさせていただくというふうなところでございまして、現在何人というふうなところの設定、計画は今お聞きしておりませんので、基本的には今現在の形の人数の中でというふうなところで御理解いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） ほかにございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。詳細説明の中で石橋参事がおっしゃってました中で、オウネン平の活用の中でマルチキャンプ場として使うという話があったんですけども、マルチというのは幅広くほかの用途も含めてという日本語だとは思いますが、その辺ちょっとどのようなマルチになるのかお教え願います。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。基本的にはDreamawayさんの計画の中でというふうなところになりますけれども、マルチといいますのは吉岡議員おっしゃるとおりだというふうに思いますけれども、今現在グリーンエコー笠形につきましては個人客よりもどちらかといえば団体客のほうが多いというふうな活用になっておるというふうな分析でございまして、団体客につきましては今までどおり団体客として学校等の生徒さんらも受け入れていくと。プラスキャンプ等におきまして、バーベキューコーナーも含めてになりますけれども、個人客、ファミリー層というふうなところを今後もっともっと増やしていきたいというふうな計画で、キャンプのマルチキャンプ場というふうなコンセプトなんですけれども、団体のキャンプもちろんありますけれども、個人、ファミリー、道具なしでも来ていただいて誰もが簡単にキャンプをできるというふうなコンセプトというふうなところで、先ほども申しましたとおり個人から団体まで全ての方が簡単にキャンプができるようにというふうな計画のマルチキャンプ場というところでございます。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。私も2点お尋ねをしたいと思  
います。

まず1点目ですが、9月に募集したところ応募者が指定管理の条件に合う人がなかつたということで、オウネン平を外して再募集されたわけです。と申しますのは、このオウネン平につきましても多分維持管理費がかなりかかるという分の中で外されたんじゃないかというふうに想像するわけですが、ところが今回再募集の中でD r e a m a w a yさんは今の時代のニーズに合ったものの中でキャンプ場の整備という中でオウネン平を活用したいということで再度復活、範囲に入れたわけです。ですので、当然この分につきましてもこのオウネン平、またそこに行くまでの道中の管理についての維持管理をするというのはこの年度別協定なり、それから基本協定の中に含まれる維持管理の範囲でしていただけるということで双方が理解されているかどうかということが1点です。

それから、もう1点は納付金の関係です。11万6,000円の納付金を受けるわけですが、この自転車置場につきましても指定管理の範囲に入っていないんですけど納付金をもらうという形なので、特にこの辺がちょっと普通でしたら指定管理の範囲の中での使用なので納付金を納めるという話は理解できるんですけど、この辺は管理はしないんですけど納付金だけ納めるというちょっといびつというんですか、ちょっとじっくりこんなような方策になってますので、何か考え方があったのか。この2点をお尋ねしたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。オウネン平の部分につきましては三谷議員がおっしゃるとおりでございます。当初募集の中からは、再度募集をした分につきましては町の考え方としましては三谷議員がおっしゃるとおり管理範囲を狭めるというふうなところで、今回農業改善センター及びオウネン平部分を除外させていただくというふうな募集要項をさせていただきました。結果的には、D r e a m a w a yさんにつきましてはそのオウネン平をキャンプ場そのほか今現在の形で利用しながら集客ができるというふうな形で、町のほうに御提案をいただいたというふうなことになっております。そういうふうな形で、町としましてもこの部分についてはそういった活用で御利用いただくというふうなところを基本にお願いしたい部分というふうなところでもありますので、若干その募集要項のときにはそういった形で外させていただいたんですけども、御提案があったというふうなところで最大限有効活用させていただくというところがございます。

また、そこまでに上がる道中の道部分につきましては若干狭い部分もありますけれども、現状の形を維持管理をしていただくというふうなところをお願いをさせていただいてるところでございます。

また、自転車置場の部分、管理範囲には入っていないんやけれども納付金を頂くのかというふうなところなんですけれども、基本的には管理範囲というふうな形では今回青い実線にはちょっと含んでおりませんが、大変申し訳ありません、この部分については納付金を頂く限りは、納付金といいますか、この自転車置場の設置目的につきましてはグリーンエコーに上がる部分、かなりの勾配、坂があるというふうなところで、自転車で上がってくるのはなかなか厳しいものがあるというふうなところで、そこまでは自転車で来ていただいて、その自転車置場に置いていただくというふうなところで、あとは徒歩で上がっていただくとか、連絡をいただいて車で迎えに行くとかというふうな活用をした部分でそこに自転車置場があるという御理解をいただきたいんですけれども、納付金を頂くということになりますと、すみません、青い実線には囲んでおりませんが、この部分についても草刈り等、周りには木がありますので、その剪定等の管理はお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、大変申し訳ありません、そういった御理解でお願いしたいというふうに思います。

○副議長（澤田 俊一君） 三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 三谷です。再度確認ですけど、オウネン平につきましては今回の指定管理の範囲に入っていないとした場合は町が管理をしなければならなかったんですけど、今回の分はそういうキャンプ場の活用という形で指定管理に入りましたので、この協定書に基づいて善良な管理をしていただく。そういうことで双方理解ができるということでよろしいでしょうか、その確認だけお願いしたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。そういう形で、まだ議決というか承認をいただいておりますので、最終的な協議につきましては議決をいただいた以降になりますけれども、今の準備段階のところではそういった話をしております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。今回オウネン平は入るということで安心したんですけど、農村環境改善センターが外されたということで町の管理になると思うんですが、どこまでの管理を考えておられるのかと、この施設の利用をする場合とか等についてはどういう考えを持っておられる。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。農業改善センターにつきましては、このたびは指定管理の管理範囲から外したというふうな大きな一つの理由が、この施設自体が昭和60年に建設というふうなところで、約40年近くたってきておるといふふうなところの老朽化した施設でございます。これまでグリーンエコーの指定管理者のほうに維持管理をお願いをし

てまいったわけなんですけれども、設備的に老朽化してきておりまして、それを改善する、修繕するには多大な費用がかかっていくというふうな見込みが立っております。

そういった中、今現在このセンターの利用につきましては、例えばグリーンエコーでお泊まりいただくお客様が研修等で会議室をお使いになるとか、子供さんたちの合宿等で大人数が泊まれるといったふうな場合には会議室、それからホールなどで宿泊をいただくというふうな今までの利用をしてまいったところなんですけれども、そういった部分、近年には老朽化の影響もありましてなかなか利用がないというふうなところで、今後についてもその同じような利用をしますとお客様に多大なる迷惑かけていくというふうなことも心配になるんで、今回指定管理部分から外したという経過もございます。この部分については、今現在、例えば桜鼓衆の太鼓の練習場とか、それから根宇野の婦人部、女性部のほうのユズの加工というふうな形で、この施設自体も利用実態はございません。そういうところから、今後につきましては町が直営で管理をしていくというふうな形で今現在考えておりまして、先ほどお配りさせていただいた資料の部分ではその施設とそれから赤い部分、お借りしている土地の部分につきましても維持管理をしていくというふうな形の中で、令和4年度以降予算を立ててまいりたいなというふうに思っております。

基本的にはそういった形なんですけれども、今後例えばこの形で利用したいというふうな御提案等がもしありましたら、そういった方向も検討してまいりたいというふうに思っておりますので、御理解のほうをお願いしたいというふうに思います。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） 藤森議員。

○議員（8番 藤森 正晴君） 8番、藤森です。利用がある場合はそうなんですけど、利用がないという形でもうほったらかしいいますかほかされた場合は、特に駐車場、あの近辺の雑草等が生えてきます。そこら辺りのしっかり管理はしていかなければ、手につけられんようになってから管理というそういうことのないようにしっかり町も管理等、また利用のあるときはしっかりと清掃も加わってくると思うんですけれど、お願いしたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 石橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋です。ありがとうございます。今現在も含めてですけれども、なかなか管理が行き届いてないというふうな部分もございます。最終、今現在の指定管理者につきましては、この3月31日までが期間というふうなことになりますので、その残り少ない期間でありますけれども、最後まできちっと管理をせえというふうな指示も出ささせていただいてるところでございますので、令和4年度以降直営になりましてもその形を崩さずに管理をしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。



○副議長（澤田 俊一君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

まず、第1号議案について討論に入ります。反対討論ございませんか。

1番、安部重助議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。第1号議案、神河町公の施設（神河町神崎いこいの村「グリーンエコ笠形」）の指定管理者指定の件について、反対の立場から討論させていただきます。

まず、株式会社Dreamawayさんには、あと2か月残っていますが新田ふるさと村指定管理運営、御苦労さまと申し上げます。

しかし、私から運営状況を評価させていただきますと、まず1点目は地元新田区との協力体制が全くできていない。区民の皆様からの不満の声を多く耳にしています。協力体制ができておれば、新田ふるさと村管理組合が運営していたときのように草刈りや周辺整備、運営にも協力できたのではとのことであります。

2点目は、自転車下りの方々からも数名からいろんな意見を聞いております。その中で、食堂に対しての不満の声もたくさん聞いたことがあります。このような企業が新田ふるさと村よりも数倍広い場所と多岐多様にわたる業務管理が10年間と長きにわたり健全運営ができるのかと、私も事業経営の経験からとても無理があるのではと心配しております。

都市部で経営するのと違って、やはり田舎的な場所での経営は地域住民とのコミュニケーションが大変重要と考えます。これまでできていなかったことが、4月まであと2か月しかない中で地元との協力体制を整え、多岐多様にわたる業務がスムーズにできるのか、私はそうとは思いません。

よって、第1号議案についての反対討論といたします。

○副議長（澤田 俊一君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 次に、反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。

これより第1号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立多数であります。よって、第1号議案は、原案のとおり

可決されました。

続いて、第2号議案について討論に入ります。討論ございませんか。

1番、安部重助議員。

○議員（1番 安部 重助君） 1番、安部です。第2号議案、神河町公の施設（神河町グリーンエコー笠形体育施設）の指定管理者指定の件について、反対の立場から討論させていただきます。

内容につきましては第1号議案と同じでございますので、時間の都合上割愛させていただきます、反対討論とさせていただきます。

○副議長（澤田 俊一君） 次に、賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 反対討論ございませんか。

〔反対討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 賛成討論ございませんか。

〔賛成討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようにございます。討論を終結します。

これより第2号を議案採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立多数であります。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 第3号議案

○副議長（澤田 俊一君） 日程第4、第3号議案、令和3年度神河町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第3号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和3年度神河町一般会計補正予算（第7号）でございまして、補正予算（第6号）以降補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の要因は住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の追加で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の現金をプッシュ型で給付するものです。非課税世帯1,100世帯、家計急変世帯150世帯を想定しております。

次に、子育て世帯への臨時特別給付金事業において子育て世帯の支援を拡充するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し所得制限により対象外とな

る養育者の年収が960万円以上である世帯を支援するものでございます。給付額は児童1人当たり10万円で、対象児童数は40人を想定しております。

これらに伴う経費を歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,260万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86億9,631万5,000円とするものでございます。

以上、提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○副議長（澤田 俊一君） 提案説明が終わりました。

本日追加で配られた資料等もでございます。その資料も含めて、ただいまから質疑を受けたいと思います。本議案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

小寺議員。

○議員（4番 小寺 俊輔君） 4番、小寺です。この住民税非課税世帯の給付金について少しお尋ねします。

いわゆる均等割が非課税の方っていうのは役場のほうからプッシュ型のお知らせでられるので問題なくいくとは思いますが、この住民税非課税相当となった世帯、ちょっと私も今この資料を今朝拝見したばかりでありあまり熟読してないので見落としがあってそんなことを聞くなよって言われるかもしれないんですけども、この非課税相当となった世帯は申請が必要なわけですけども、いわゆるこの申請期間っていうのはいつ頃からいつ頃まで。例えばその申請期限がここまでじゃないともう以後は受け付けませんとかがあるのかとか、この辺の制度をちょっと詳しく説明していただけますか。

○副議長（澤田 俊一君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、小寺議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

小寺議員の質問につきましては、非課税相当、いわゆる家計が急変した世帯のことでございます。これにつきましては、内閣府のチラシをお手元のほうにお配りをさせていただいております。A4の裏表でございます。この1枚目の表面の右側のほうが家計急変の世帯になりますが、令和3年の1月以降収入が減少して非課税世帯相当の収入となった世帯のことでございます。ただ、これにつきましてはコロナの影響で収入が減ったというところで、例えば定年退職により収入が減ったとか、体の状態が悪くて病院に入院して収入が減ったとか、そのようなことについては該当しないということで、コロナの影響によって収入が減ったという方に対してでございます。

その収入を算定してもらうのは令和3年の1月から令和4年の9月、この期間の間にコロナの影響により収入が減った方について申請をしていただくということになります。申請期間は今年の2月1日から9月30日まで、この間を申請期間という形で設けております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。

○議員（4番 小寺 俊輔君） はい。

○副議長（澤田 俊一君） ほかにございませんか。

吉岡議員。

○議員（5番 吉岡 嘉宏君） 5番、吉岡です。住民生活課長さんにお尋ねをします。

この18歳以下のお子さんに対する所得制限約960万、標準世帯であればこれは所得制限引っかかって支出をしますが、今回交付金の範囲であれば出せるということで変更になったんですけども、12月にお聞きしたときは960万以上オーバー世帯が子供の数で23、今回40人ということで17人の誤差があるんですね。これについて、なぜ23やったんが40になったのか。何か理由があったらお願いします。

○副議長（澤田 俊一君） 平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡です。吉岡議員おっしゃいますように、12月の議会のときには今申された人数の報告をさせていただいたと思いますが、これは児童手当の特例給付受給対象、児童手当のほうの所得オーバーで特例給付を受けておられる方、この方々の人数ということで申し上げておまして、今回補正に上げさせていただいてる人数につきましてはそれプラス公務員、町から児童手当を支給していない公務員、そして公務員以外の高校生のみを養育されてる方、これがそれぞれ4名ずつありまして、対象児童が公務員の方が養育されてる児童が6名、そして公務員以外、高校生のみを養育が4名ございます。

それから、今回他市町で所得オーバーによりこの給付金を受け取られなかった方がこの3月31日までの間に神河町に転入された場合、そういった方も対象とすると。あと、3月31日までに新生児が生まれて、その養育者が所得オーバーであるといった方も救済するというので、そういったところも加味をいたしまして40名を計上させていただいております。以上でございます。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。

三谷議員。

○議員（2番 三谷 克巳君） 2番、三谷でございます。もう少しこの内容について、手続等も含めた分でお聞きをしたいと思います。

これ令和3年度の所得割が非課税ということなので、ということは収入としては2年中の収入が一つの基準になりますということです。ところが、この（均等割非課税）ということがありますので、均等割のみある方については対象になるのかどうかという部分が1点お尋ねしたいと思います。

それから、その非課税の世帯については役場のほうからこの確認書というものが届けられて、それに基づいて振込口座等を記入して送り返せば給付金が振り込まれるという、そのように理解してよろしいでしょうか。これが2点目です。

それから、3点目が2年の収入、所得が基準になりますので、3年の1月2日以降に転入された方については従前の住所地でこの給付金の資格が判断されますので、従前の住所地で給付を受けてくださいと、そういう理解でいいのかどうかということです。

それから、もう一つは家計の急変世帯という分ですが、これについても3年の1月から今年の9月までの間で収入が急変した。その急変した金額の算定基準が非課税世帯に該当すれば給付を受けられると。その分については、当然申請はしなければならないと。このような手続を踏みなさいということによろしいでしょうか。もしも手続方法について間違ってる分なり、もう少し詳しい分についての再度の説明をお願いしたいと思います。

○副議長（澤田 俊一君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。それでは、三谷議員の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の住民税均等割非課税の方ですけども、均等割がかかっている方についてはもう全て対象外という形になります。

2つ目でございます。2つ目が1月2日以降に神河町に転入された方であっても、令和3年の12月10日時点で神河町に住民票がある方、この方が対象になります。ですから12月の11日以降に神河町に転入をされてきた方につきましては、12月10日時点で他市町に住民票があればその市町村から確認書が届くという形になります。その方の所得につきましては、情報連携といまして旧の住所地のところで課税になってるか非課税になってるかという情報連携のシステムがあります。そちらのほうで確認をさせていただいて、その方が非課税世帯であればこちらのほうから確認書を送らせていただくという形になります。

3つ目でございます。これも同じですけども、令和3年の12月10日時点で神河町に住民登録のある方が対象ということで、2番の質問と重複するとは思いますが、それ以降転入された方については前の住所地という形になります。

4つ目の急変の世帯につきましてはですが、手続の関係ですが、急変されてるかされていないかというのは役場のほうでは確認できません。ただ、社会福祉協議会のほうで小口の資金を申請されてる方が100人程度ございます。多分その方については該当するであろうとは思いますが、想定としましてはプラスアルファ150人ぐらい合わせて家計急変があるのではないかというふうな見込みで予算を計上させていただいております。ホームページまた1月の終わりもしくは2月の初めに各家庭のほうにチラシのほうを新聞を折り込みをさせていただいて、家計急変につきましてもこのような状態であれば申請をしてくださいというチラシのほうも入れさせていただいて、広報、PRをさせていただくという形になります。

具体的に言いますと、任意の1か月、令和3年の1月から令和4年の9月までの任意の1か月を抽出していただいて、その金額掛ける12か月という形で計算をしていただいて、そこが課税か非課税かによって判断をさせていただくという形になります。

資料、手元のほうに置かせていただいておりますもう一つのA4の用紙を御覧いただきたいと思っております。簡易な収入見込額の申立書、家計急変者。この様式があると思うん

ですけれども、その下の表を見ていただきますと、収入額で言いますと単身または扶養親族がない場合は年間93万円、これが目安という形になります。ただ、収入はこの93万円をオーバーしていたとしても、次の裏面を見ていただきたいと思います。それぞれ経費がかかっていると思います。その経費分を差し引いて、最終的には所得という形になります。この所得が38万円、これ以下であれば収入が93万円以上であっても所得が38万円以下であれば該当するというような表になっておりますので、表面、裏面どちらかに該当すればこの給付に申請ができるという形になります。

それと、すみません、2つ目の質問の中で確認書をこちらのほうから送らせていただくんですけども、その確認書のほうは2年の5月に1人10万円の臨時特別給付金を送らせていただいています。そのときの世帯主の口座番号、これが分かっておりますので、その口座番号を記入して確認書を各世帯のほうに送らせていただきます。その口座が変わっていなければ、そのままチェックをしていただいて送り返していただきます。違う口座のほうに入れていただきたいということになりますと、下に新しい口座番号を記入していただいて通帳のコピーを添付していただくような様式を作っております。それが今手元のほうにありますA3の確認書でございます。A3の確認書の左上のほうに口座番号を分かっている分については記入させていただいて、10万円支給額というふうに書いてます。これでオーケーであれば、チェックをしていただいて返送していただく。返信用の封筒も入れさせていただきます。違う場合は、下に下がっていただいて金融機関の金融名、支店名、口座番号、名義を記入していただいて、右側に口座が確認できる通帳のコピーと本人が確認できるコピーをつけていただいて返送していただくという具体的な手続になるというところでございます。よろしくお願いたします。

○副議長（澤田 俊一君） よろしいでしょうか。ほかにございませんか。ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 質疑ないようでございます。質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○副議長（澤田 俊一君） 討論ないようでございます。討論を終結します。  
これより第3号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○副議長（澤田 俊一君） 起立全員であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

---

○副議長（澤田 俊一君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。本臨時会に付議された議案は全て議了しました。これで閉会したいと

と思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（澤田 俊一君） 御異議ないものと認めます。よって、これをもちまして第105回神河町議会臨時会を閉会します。

午前10時06分閉会

---

#### 副議長挨拶

○副議長（澤田 俊一君） 臨時会閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

町長から提出されました案件は、慎重審議の上、全ての議案が可決されました。議員各位の御精励と御協力に、また町執行部におかれましても真摯に対応いただきましたことに対しまして感謝いたします。

本日、一般会計補正予算において可決されました臨時特別給付金給付事業のうち家計急変世帯分につきましては、その該当基準や判定方法が大変複雑であります。執行部におかれましては、給付対象となります方々に申請漏れがなく給付ができますように的確な対応を特にお願しておきたいと思っております。

結びに、来週2月4日には立春を迎えますが、その後も平年より気温が低いとの予報でございます。また、町長の冒頭の御挨拶でもありましたようにオミクロン株が私たちの周囲にも身近に迫っております。皆様におかれましては体調管理に御留意され、それぞれの立場で御活躍されますよう御祈念申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

---

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） それでは、私からも臨時会閉会に当たり一言御挨拶申し上げます。

議員各位には、本日提案させていただきましたグリーンエコー笠形指定管理の件及び令和3年度一般会計補正予算につきまして御承認、可決いただき誠にありがとうございました。本日承認いただきました補正予算につきまして直ちに事務作業に入り、適正な予算執行をさせていただきます。

さて、開会の挨拶にも触れましたが、兵庫県はオミクロン株による新型コロナウイルスの爆発的感染拡大により、本日より来月20日までまん延防止等重点措置実施区域に指定されました。神河町も県の対処方針に沿って重点措置を実施することといたしますが、何といたしましても一人一人の感染防止意識の徹底が重要です。引き続きの注意喚起の啓発を強めるとともに、皆様の御協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、2月に入りましたら立春を迎えますが、まだまだ朝夕の冷え込みが続いております。議員各位には今後とも健康には十分御留意くださいますようお願い申し上げます。引き続き御活躍くださいますようお願い申し上げます。閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

いただきます。ありがとうございました。

午前10時10分

---